

第1号様式

部長	T M	G L		監督員

平成 年 月 日

施 工 計 画 書

三重県知事 様

請負者氏名 印

平成 年度 工事

施工計画書について（提出）

標記について三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-5に基づき提出します。

受理日 平成 年 月 日

監督員 印

(1) 工事概要

工事番号

工事名

工事場所

工期

請負金額

工事内容

(2) 計画工程表

※解 説

(バーチャート、又はネットワークによる。)

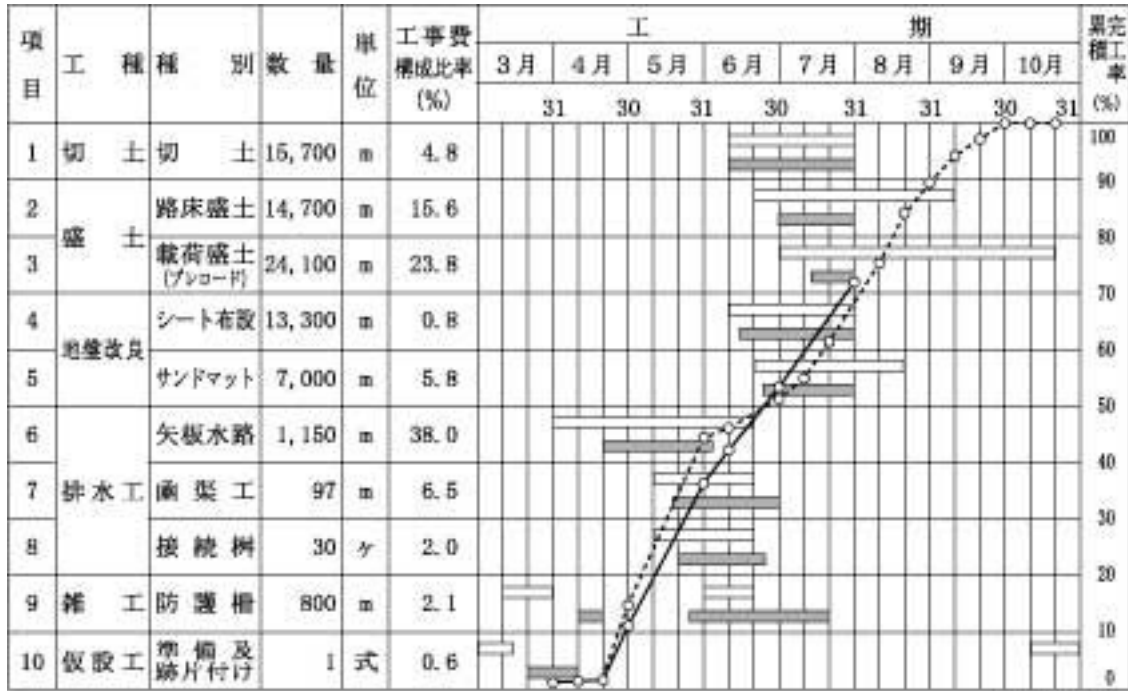
工程管理は、実施工程表に基づき予定曲線及び予定工程曲線等を記入し管理するものとする。

バーチャート作成例 [道路工]

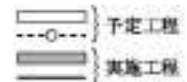
着工 年 月 日

工 事 名

工期完成 年 月 日



(7月31日現在)

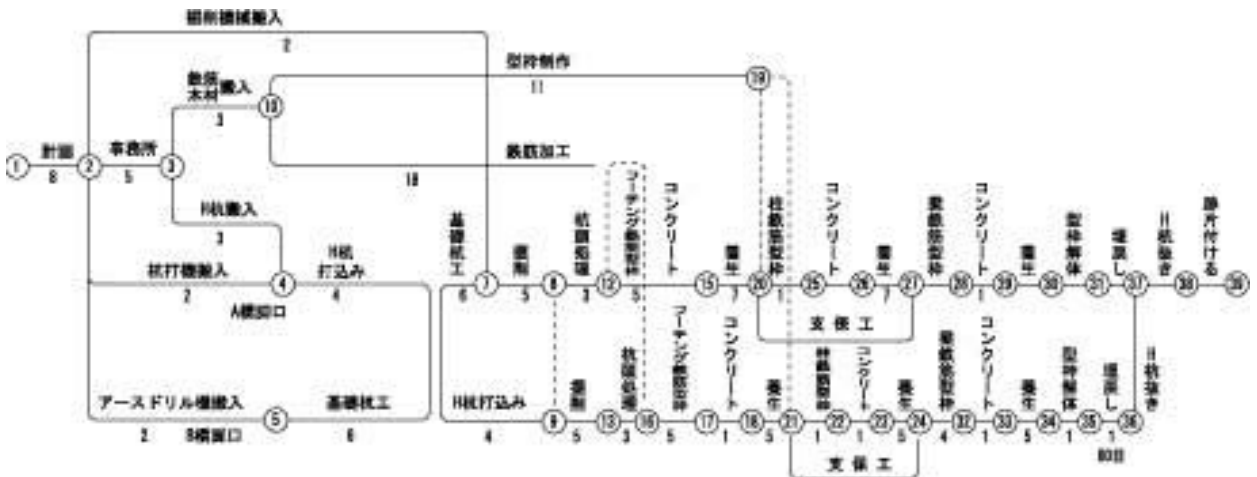


ネットワーク作成例 [橋脚工 (2基)]

着工 年 月 日

工 事 名

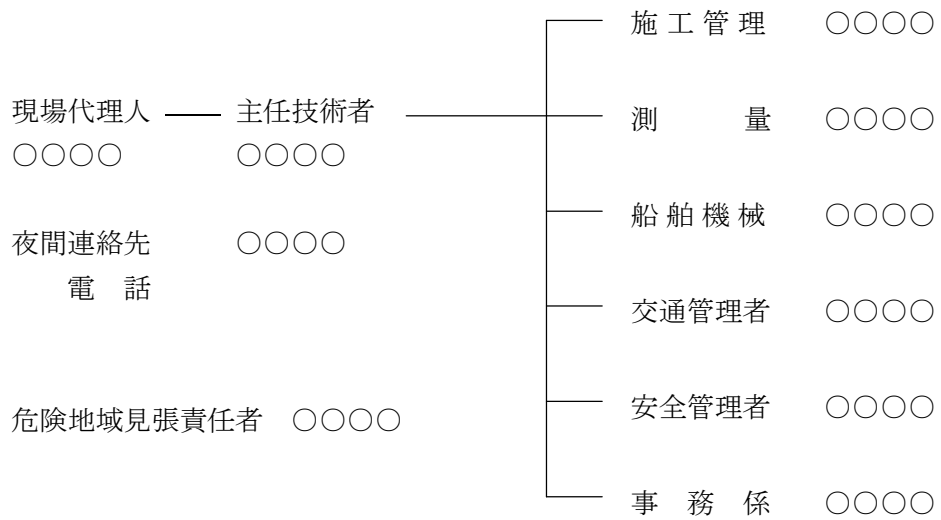
工期完成 年 月 日



(3) 現場組織表

[例]

事務所 住所
電話
FAX



※解 説

監理技術者、専門技術者、施工管理者、安全管理者についても規定にある場合は記入する。現場代理人等については、夜間の連絡先を記入する。

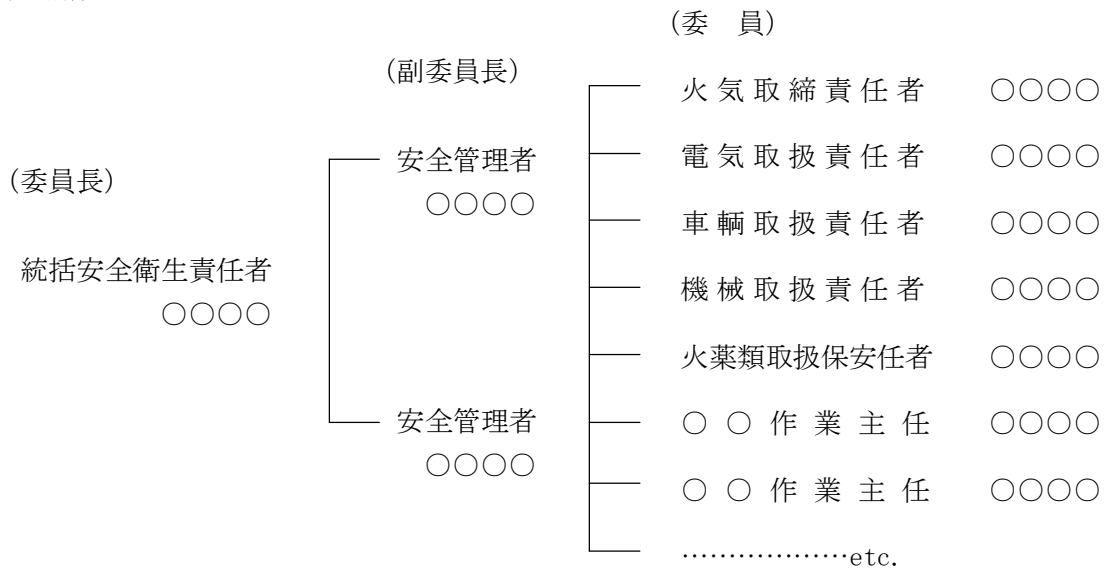
(4) 安全管理

[例]

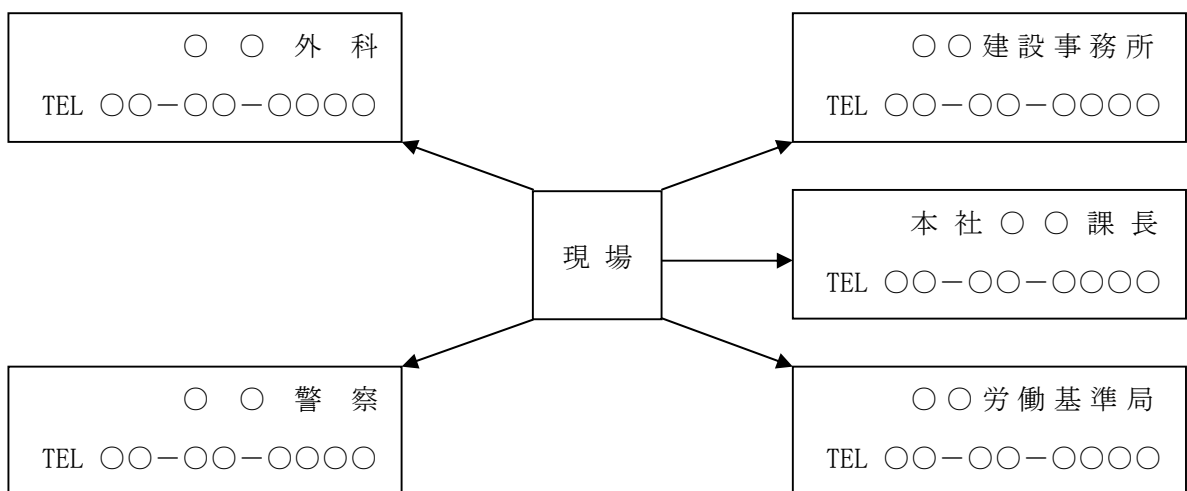
工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疫病を予防すると共に、第三者に対する災害の絶無を図り工事期間中安全巡視を行います。安全対策として下記の組織を構成し、又事故発生時における連絡表を次に定めます。

また、安全・訓練等の実施については、共仕第1編1-1-33に基づき行い、別紙書式（安全・訓練等の実施報告書）に整理し、提出します。

安全委員会の構成



事故発生時の連絡表



(注) 監督員等の夜間・休日等における連絡方法も記入のこと。

(5) 指定機械

船舶機械名	規格	台数	摘要

(6) 主要資材

資材名	規格	単位	数量	摘要

※解説

必要とする場合は、摘要欄に取扱会社名等を記入する。

(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用用地等を含む）

※解 説

主要工種について、工事の安全を十分に考慮して、施工順序、施工方法を記述する。その他、工事に関連して他工事との関連調整、地下埋設物件の対策、用排水の調査、他官庁との協議、（申請）騒音振動等に関する配慮、地元への周知方法苦情に対する処置方法についても必要に応じて記述する。

(8) 施工管理計画

イ. 工程管理

ロ. 出来形管理

工 種	測 定 項 目

ハ. 品質管理

項 目	管 理 項 目

ニ. 写真管理

※解 説

- (i) 工程管理は、実施工程表に基づき予定工程曲線及び実施工程曲線等を記入して管理するものとする。
- (ii) 出来形及び品質管理で主要なものは試験方法、管理方法（例 JIS〇〇等の試験による）等を記入し、必要のある場合は試験場所等も記入する。

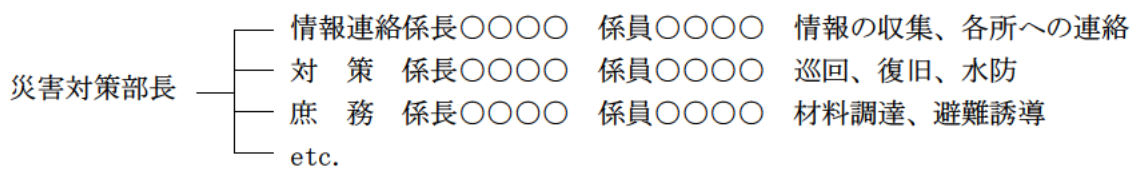
(9) 緊急時の体制及び対応

※解 説

大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び、作業現場内において事故発生又はその恐れがあった場合の体制と対策等について記述する。また緊急時の連絡系統、連絡方法についても定めておく。特に夜間又は休日の連絡方法、運転員の呼出し等配慮しておかなくてはならない。

[例]

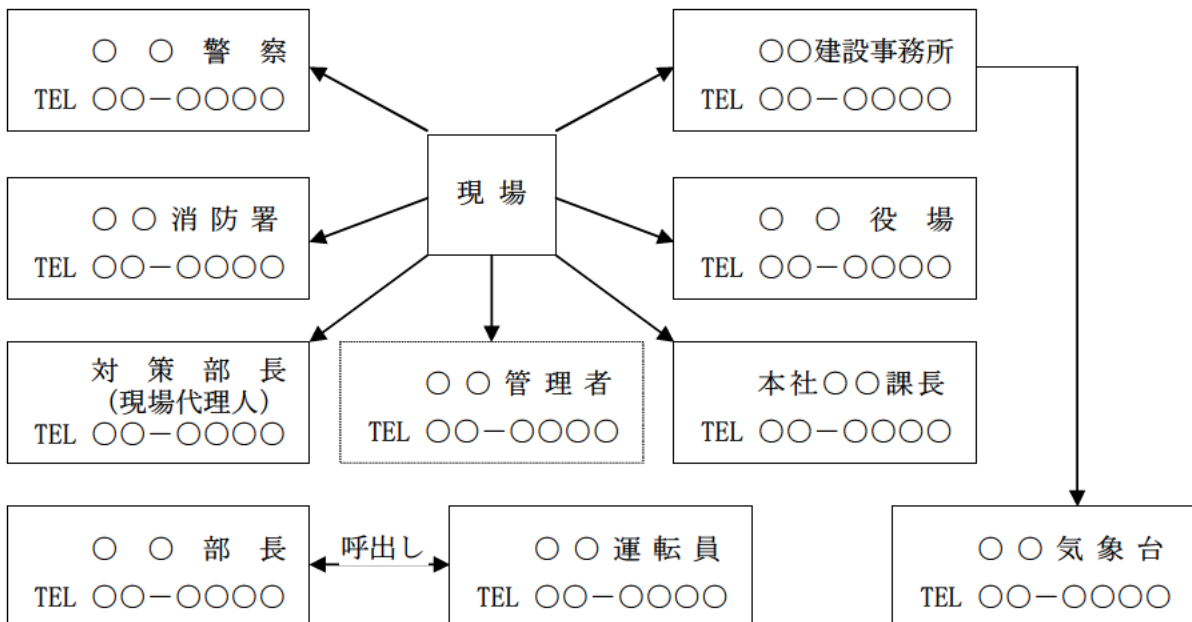
大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生のおそれがある場合、下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内をパトロールして警戒します。



また、作業現場内において事故発生、又はその恐れがある場合、作業時間内は直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。

なお、事故発生時の連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は、次図のとおりです。

連絡系統図



(注) 監督員等の夜間・休日等における連絡方法も記入のこと。

(10) 交通管理

※解 説

工事に伴う交通対策と交通処理について記述する。

ダンプトラック等大型自動車による大量の土砂、工所用資材及び機械など輸送を行う工事は、**土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）**などの法の定めによらなければならないのは勿論であるが、その他の工事においても、交通上特別の配慮を必要とする場合には、関係機関と協議して、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設の設置場所、その他安全輸送上の必要な事項について計画をたて、実施しなければならない。

橋桁、基礎杭、矢板、工所用機械などの運搬が**車両制限令**に定める車両の制限をこえる場合、道路管理者に届出てその許可を必要とする（この場合には許可書、又はその写を、監督員に提示しなければならない）。

橋梁又は舗装工事等において道路上で工事を行う場合、特に交通規制を伴う場合には、道路管理者と公安委員会との間に道路交通法に基づく協議がなされるが、この場合は協議事項とその条件を遵守し、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑をはかるものとし、標識、保安施設等については**道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日付）**に基づき設置し、地形図に図示するなど対策を示す。この際歩行者に対する配慮も忘れず仮歩道、仮橋などを計画する。

これらについて次のごとき要領にまとめて記述する。

- イ. 運搬系統の略図
- ロ. 交通安全をはかる手段
- ハ. 交通安全施設
- ニ. その他

(11) 環境対策

※解説

本工事に伴って発生する振動、騒音については、特定建設作業実施届出書を提出し、公害規制条例等にふれる場合はもちろんのこと、単に工事による迷惑を及ぼす程度の場合であっても、出来るかぎり工事に伴う騒音、振動などを生じないよう工法、機械を選定し作業時間の短縮、変更等を考慮し、影響の軽減に努力する。河川の水質汚濁防止には、排水にあたり沈砂タンクを据付け泥分を沈殿させ、放流先には吸出材を張り、完全に濁水を無くして放流する。

なお、工事中において地元住民等より苦情又は意見があった場合は、丁寧に対応し、直ちに監督員に報告する。

(12) 現場作業環境の整備

※解説

工事現場のイメージアップ及び現場作業環境の向上を図るため、実施する方策について記述する。

- (例) 1 完成予想図の掲示
2 工事現場見学のための見学路、見学スポット等の設置
3 ライトアップ施設
4 現場内にフラワーポットの設置
5 バリケード、工事標識にイラスト、カラフルなデザインを採用し、イメージアップを図る。
6 現場事務所のイメージアップとして、作業員の個別ロッカー、各種衛生施設（ウォータークーラー、シャワー設備等）等の設置
7 etc.

(13) 再生資源の利用の促進

※解説

再生資材の搬入及び再生資源の搬出にあたっては、再生資源利用計画書を作成する。また、工事完了後にその実績書を提出する。

(14) その他

※解説

共通仕様書、特記仕様書等で施工計画書に明記又は記載するよう指示されているものは、必ず記述する

その他、特に必要とする場合は、稼働日数表、労務計画表、支保工計画書等も付ける。